

「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種（農林水産業に係る変更認定後）

\* 赤字部分は、H25.11.29付け変更認定（いわき市においてはH25.7.5付け）により追加されたものです。

大分類	分類番号	中分類/小分類	区域A（赤、青）					区域B（緑）		区域C（黄）	
			輸送用機械関連産業	電子機械関連産業	情報通信関連産業	医療関連産業	再生可能エネルギー関連産業	食品・飲料関連産業	地域資源活用型産業	農業関連産業	水産関連産業
A 農業、林業	1	農業								■	
	2	林業（022素材生産業、024林業サービス業に限る）							★		
B 漁業	3	漁業									■
	4	水産養殖業									■
E 製造業	9	食品製造業				★					★
	10	飲料、たばこ、飼料製造業（105たばこ製造業を除く）				★					★
	11	繊維工業	★	★		★	★		■		
	12	木材、木製品製造業（家具を除く）	★				★		■		
	13	家具・装備品製造業							■		
	14	パルプ、紙、紙加工品製造業	★			★	★		■		
	15	印刷、同関連業	★	★		★		★			
	16	化学工業	★	★		■	■		■		
	17	石油製品・石炭製品製造業	★	★			★				
	18	プラスチック製品製造業	★	★		★	★				
	19	ゴム製品製造業	★	★		★	★				
	20	なめし革、同製品、毛皮製造業	★			★			■		
	21	窯業・土石製品製造業	★	★		★	★		■		
	22	鉄鋼業	★	★		★	★				
	23	非鉄金属製造業	★	★		★	★				
	24	金属製品製造業	★	★		★	★				
	25	はん用機械器具製造業	★	★		★	★				
	26	生産用機械器具製造業	★	★		★	★				
	27	業務用機械器具製造業	★	★		■	★				
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	★	■		★	★				
29	電気機械器具製造業	★	★		■	■					
30	情報通信機械器具製造業	★	■		★	★					
31	輸送用機械器具製造業	■									
32	その他の製造業	★			★	★		■			
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業						■			
G 情報通信業	37	通信業				■					
	39	情報サービス業				■					
	40	インターネット付随サービス業				■					
	41	映像・音声・文字情報制作業（415広告制作業を除く）				★					
H 運輸業、郵便業	44	道路貨物運送業	★	★		★	★		★		
	47	倉庫業	★	★		★	★		★		
	48	運輸に附随するサービス業	★	★		★	★		★		
I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業	★			★			★		
	51	繊維・衣服等卸売業							★		
	52	飲食料品卸売業							★		
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	★	★		★	★				
	54	機械器具卸売業	★	★		★					
	55	その他の卸売業				★			★		
	58	飲食料品小売業								★	★
60	その他の小売業								★	★	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関	★	★	★	★	★		★	★	★
	726	デザイン業	★	★					★		
	73	広告業			★						
	74	技術サービス業	★	★		★	★				
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業								★	★
	76	飲食店								★	★
Q 複合サービス事業	871	農林水産業協同組合							★	★	★
R サービス業(他に分類されないもの)	882	産業廃棄物処理業						★			
	90	機械等修理業	★	★		★	★				
	9292	産業用設備洗浄業	★	★		★	★				
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業				■					
	9599	他に分類されないサービス業								★	★

■＝特定業種（復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種）

★＝主要関連業種（特定業種に関連する業種）

※注1 上記の表は、復興推進計画で定めている集積を目指す産業ごとに、対象となり得る業種を日本標準産業分類による分類番号・業種で表したものです。

※注2 上記の表において該当する場合でも、例外的に一部対象外となる業種もありますので、詳細は復興推進計画の本文を確認いただくか、または県・市町村の担当課へお問い合わせください。

※注3 対象業種に当たるかどうかの判断は、上記の表に該当していることを前提に、最終的には復興推進計画の内容に適合するかどうかで判断されることとなりますので、あらかじめご了承ください。